

# 船橋市耐震改修促進計画(案)【概要版】

## 1. 計画改定の趣旨

市は、平成 20 年 5 月に船橋市耐震改修促進計画を策定し、平成 28 年と令和 3 年に同計画の改定を行い、建築物の耐震化を促進してきました。

この度、同計画が目標年度を迎えたことから、掲載している情報を最新のものに改め、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針に基づき、新たな目標や目標達成に向けた施策を定めるものです。

これにより、建築物の耐震診断及び耐震改修等を計画的かつ総合的に進めるものとして引き続き建築物の耐震化を促進し、地震による被害の軽減を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

## 2. 船橋市が想定する地震の規模等及び被害の状況

船橋市地域防災計画においては、千葉県北西部直下地震について、地震の規模はマグニチュード 7.3、震源の深さは約 50km と想定しており、南側の低地及び市東部の低地～台地部の幅広い範囲と、台地上の谷底低地の一部において震度 6 強。それ以外の範囲では震度 6 弱の揺れが予測されます。

表-1 想定される被害の概要

物的被害	建物被害 (冬 18 時、風速 8m/s)		全壊・焼失棟数 半壊棟数	17,310 棟 20,770 棟
	交通施設	道路橋梁	緊急輸送道路（橋梁） 緊急輸送道路（平面道路）	0 箇所（大規模損傷） 4 箇所
		鉄道施設	不通区間	14 区間
		港湾施設	被害バース	41 バース
人的被害	ライフライン施設 (直後)	電力	停電率	89 %
		上水道	断水率	65 %
		下水道	機能支障率	3 %
		都市ガス	供給停止率	100 %
	死者数	揺れ（建物倒壊）	550 人	550 人
		火災	240 人	240 人
		急傾斜地崩壊	一 人	一 人
		ブロック塀等の転倒ほか	一 人	一 人
		小計	790 人	790 人
人的被害	重傷者数	揺れ（建物倒壊）	720 人	720 人
		火災	120 人	120 人
		急傾斜地崩壊	一 人	一 人
		ブロック塀等の転倒ほか	5 人	5 人
		小計	850 人	850 人
人的被害	軽傷者数	揺れ（建物倒壊）	3,230 人	3,230 人
		火災	320 人	320 人
		急傾斜地崩壊	一 人	一 人
		ブロック塀等の転倒ほか	20 人	20 人
		小計	3,570 人	3,570 人
	死傷者数合計	死傷者数合計	5,210 人	

\*四捨五入により、小計や合計は合わない場合があります。

\*「一」は 0.5 未満の値を示します。

船橋市地域防災計画より抜粋

### 3. 耐震化の現状

#### (1) 住宅

住宅全体の耐震化率は約 95%と推計されます。

表-2 住宅の耐震化の現状

(単位：千戸)

区分	総戸数 (a+b+c)	昭和 55 年以前		昭和 56 年以降 (耐震性あり) c	耐震化率 (b+c)/(a+b+c)
		耐震性なし a	耐震性あり b		
戸建住宅	約 122	約 9	約 17	約 96	約 92%
共同住宅等	約 170	約 4	約 26	約 140	約 97%
全体	約 292	約 13	約 43	約 236	約 95%

\*昭和 55 年以前の耐震性の有無については国の推計方法に準じ算定

\*戸数は住宅・土地統計調査結果（総務省統計局）より抽出

#### (2) 特定建築物

本計画における特定建築物とは、法第 14 条第 1 号に掲げる学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の多数の者が利用する建築物と同条第 2 号に掲げる危険物の貯蔵場及び処理場の用途に供する建築物とします。

表-3 特定建築物の耐震化の現状

区分	総棟数 (a+b+c)	昭和 55 年以前		昭和 56 年以降 (耐震性あり) c	耐震化率 (b+c)/(a+b+c)
		耐震性なし a	耐震性あり b		
市有	366 棟	3 棟	223 棟	140 棟	約 99%
民間	約 1,900 棟	約 130 棟	約 270 棟	約 1,500 棟	約 93%
全体	約 2,260 棟	約 130 棟	約 490 棟	約 1,640 棟	約 94%

\*民間建築物の昭和 55 年以前の耐震性の有無は国の推計方法に準じ算定

\*棟数は固定資産税課税台帳及び市有建築物の耐震化状況リストより抽出

#### (3) 耐震診断義務付け対象建築物

令和 7 年度における耐震診断義務付け対象建築物の棟数は 101 棟あり、耐震性不足解消率は約 95%です。

表-4 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の推移

耐震診断結果が 公表された棟数 (a+b+c)	耐震性の ない棟数 a	耐震性の ある棟数 b	耐震性が解消 された棟数 c	耐震性不足解消率 (b+c)/(a+b+c)
101 棟	5 棟	93 棟	3 棟	約 95%

\*棟数は要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果より抽出

#### (4) 市有建築物

令和 6 年度までに実施した耐震改修等により、市有建築物の耐震化率は約 98% となります。

表-5 市有建築物の耐震化の現状

総棟数 (a+b+c)	昭和 55 年以前		昭和 56 年以降 (耐震性あり) c	耐震化率 (b+c)/(a+b+c)
	耐震性なし a	耐震性あり b		
842 棟	12 棟	430 棟	400 棟	約 98%

\*棟数は市有建築物の耐震化状況リストより抽出

## 4. 耐震化の目標の設定

### (1) 住宅

令和17年度までにおおむね解消とすることを目標とします。

### (2) 耐震診断義務付け対象建築物

令和12年度までにおおむね解消とすることを目標とします。

### (3) 市有建築物

市は、市有建築物の耐震化整備プログラムに基づき耐震化を進めてきました。今後も引き続き耐震改修等を実施し、早期の完了を目指します。

## 5. 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

### (1) 建築物の所有者等の役割

建築物の所有者等は、自己の責任で自らの建築物の地震に対する安全性を確保することを原則とし、建築物の所有者等自らが率先して耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を行い、耐震性能を確保することが重要です。また、コンクリートブロック塀等の倒壊対策やエレベーターの閉じ込め防止対策、天井等の脱落防止対策等の安全対策を講じることが必要です。

### (2) 市の役割

市は、市有建築物について、耐震診断及び耐震改修等を計画的に実施するとともに、エレベーターの閉じ込め防止対策や天井等の脱落防止対策等の安全対策を講じるよう努めます。

また、市は、住宅・建築物の所有者等の取り組みをできる限り支援するという観点から、県や建築関連団体と十分な連携を図り、住宅・建築物の所有者等に対する普及啓発及び国庫補助金等を活用した耐震化の支援を行い、耐震診断及び耐震改修等の促進を図るものとします。

## 6. 住宅等の耐震化の支援

本計画に定める目標の達成に向けて、住宅所有者の経済的な負担の軽減を図るとともに、「住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取り組み」、「耐震診断を支援した住宅に対して耐震改修を促す取り組み」、「改修事業者の技術力向上を図る取り組み」、並びに「耐震化の必要性に係る普及及び啓発」を図ることが重要です。このため、市は、船橋市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、住宅の耐震化に係る取り組みを位置付け、毎年度その進捗状況を把握及び評価するとともに、当該プログラムの充実及び改善を図り、住宅の耐震化を促進するものとします。